

松山市 保育所等入所選考基準表（2号、3号）

保育実施基準

保 護 者 の 状 況 等					基準 点数
1	就 労	常 勤 パート	月160時間以上		10
			月120時間以上160時間未満		9
			月 80時間以上120時間未満		8
			月 64時間以上 80時間未満		7
		内 職	自宅で物品製造・加工に日々従事している者		6
2	妊 娠 ・ 出 産		出産月をはさんで前後2ヶ月の合計5ヶ月以内		9
3	保護者の疾 病 ・ 障がい	入 院	1ヶ月以上の入院が決定している		9
		通 院	週4日以上通院		7
		自 宅 療 養	自宅にて療養		5
		身 重 度	1・2級又はこれと同程度		7
		障 中度以下	3級以下又はこれと同程度		6
4	家 族 の ・ 介 護 等	入 院	入院している家族に常時付き添っている		8
		通 院	週4日以上通院付添		6
		自 宅 療 養	自宅にて療養		4
		身 重 度	1・2級又はこれと同程度の者の介護（看護）		7
		障 中度以下	3級以下又はこれと同程度の者の介護（看護）		6
5	災 害		震災等による家屋の損害、その他の災害による被害の結果、復旧のため保育できない場合		10
6	求 職 中		内定の場合等を含む		1～5
7	就 学	学生等	在学中で日々居宅外で勉学している（職業訓練等含む）		8
8	虐 待 ・ D V		虐待やDVのおそれがあり、日中の保育所等の必要性が認められる場合		10

※保育所等とは、認可保育所、認定こども園(2号・3号)、地域型保育事業(3号)をいう。

※入所選考の方法

「保育実施基準」で、保護者のうち基準点数の低いものを適用し、「調整要件」により該当する点数を加減する。算出の結果、点数の高い子どもを優先する。

同点の場合は、入所希望順位、兄弟姉妹の入所状況、その他世帯の状況等を総合的に勘案し、優先順位を決定する。

※6の「内定」の場合で、月平均就労日数、時間が明確に記載された勤務（内職）

証明書の提出があったものは、就労の基準点を適用

調整要件

児 童 の 家 庭 の 状 況 等		調 整 点 数
(加 点)		
1	生活保護世帯	+2
2	ひとり親世帯（祖父母と同居・別居により異なる）	+1～+3
3	3人以上の多子世帯	+1
4	父母のどちらか単身赴任である世帯	+1
5	利用希望児童について里親委託がなされている場合	+2
6	利用希望児童が障がい有する場合	+2
7	同居の親族（父母・兄弟姉妹・祖父母）が障がい有する場合	+2
8	祖父母が市外在住（ひとり親世帯を除く）	+1～+2
9	兄弟姉妹が保育所等に入所中	+2
10	兄弟姉妹が在園（2・3号）している保育所等に申し込む場合（転園含む）	+2
11	兄弟姉妹（多胎児を含む）が保育所等を同時に申し込む場合	+1
12	保育所等で保育の実施対象年齢の制限等により保育の実施の継続が出来ない場合で、引き続き保育所等での保育の実施を希望し、申し込みをする場合	+4
13	育児休業・産後休業明け	+3
14	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務、又は勤務予定である	+3
15	一時預かり・認可外保育施設利用等を常態としている場合	+3
16	一年以上にわたって待機中の場合	+1～+2
17	同一認定こども園内で、1号認定から2号認定への変更を希望する場合	+2
18	転居等により、転園が特に必要であると認められる場合	+1
19	要支援世帯	+1
(減 点)		
20	同居の親族が65歳未満で求職中等の場合	-2
21	兄弟姉妹を家庭内で保育している場合	-2
22	在園児がいるが求職中の場合	-2
23	保育料の未納がある世帯（卒園児含む）	-3～-5
24	保育の必要性が確認できる書類がそろっていない場合（同居の親族分を含む）	-3
25	育児休業から復職する方を対象とした入園予約の仮決定を辞退した場合（兄弟姉妹の辞退は除く）	-3
26	育児休業明けの申し込みが保留になった場合育児休業延長も許容できる	-5

※9は、兄弟が認定こども園(1号)を利用して、その弟妹が当該認定こども園(2,3号)の利用を希望する場合を含む。

兄弟が別々の保育所等に在園していて、同一の保育所等を利用するために転園を希望する場合を含む。

兄弟が保育の実施対象年齢の制限等により保育の実施の継続が出来ない場合で、引き続き保育所等での保育の実施を希望し、申し込みをするのに併せて、弟妹が保育所等の利用を希望する場合を含む。

※9と11、9と17、12と13、13と15は、いずれか一つ適用可とする。

※11と14は、転園（1号認定から2号認定への変更は除く）を希望する場合は対象外とする。

※25は、令和元年5月以降の辞退者に適用し、過年度の辞退も含む。

※13と25と26の育児休業明けとは育児休業を取得している職場に復職するための申し込みです。